

奈良県専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第五十二号

奈良県専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、水道法（昭和三十二年法律第七十七号。以下「法」という。）

第三十四条第一項において準用する法第十九条第三項の規定に基づき、専用水道の水道技術管理者の資格について定めるものとする。

(水道技術管理者の資格)

第二条 法第三十四条第一項において準用する法第十九条第三項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、二年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

二 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

三 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、五年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、七年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

五 第一号、第三号及び前号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、第一号に規定する学校を卒業した者については四年以上、第三号に規定する学校を卒業した者については六年以上、前号に規定する学校を卒業した者について

は八年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

六 十年以上水道の工事に関する技術上の実務又は水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

七 前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者として規則で定める者

2 一日最大給水量が千立方メートル以下である専用水道については、前項第一号中「二年以上」とあるのは「一年以上」と、同項第二号中「三年以上」とあるのは「一年以上」と、同項第三号中「五年以上」とあるのは「二年六月以上」と、同項第四号中「七年以上」とあるのは「三年六月以上」と、同項第五号中「四年以上」とあるのは「二年以上」と、「六年以上」とあるのは「三年以上」と、「八年以上」とあるのは「四年以上」と、同項第六号中「十年以上」とあるのは「五年以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。